

# 就労証明書（祝日保育用）

《事業所（雇用主）の方へ》太枠内を記入してください。

《就労者（保護者）の方へ》下の保護者記入欄を記入してください。

就 労 者 氏 名								
雇 用 の 形 態	正社員・パート・派遣社員・契約社員・内職・その他（ ）							
職 種 ・ 仕 事 の 内 容								
実際に勤務している場所	※派遣社員の方の場合は派遣先住所をお願いします。							
就 労 日 及 び 就 労 時 間 （祝日の勤務予定日、 勤務予定時間を記入し てください。）	TEL							
	年 月 日（ ）	時	分	～	時	分		
	年 月 日（ ）	時	分	～	時	分		
	年 月 日（ ）	時	分	～	時	分		
	年 月 日（ ）	時	分	～	時	分		
	年 月 日（ ）	時	分	～	時	分		
	年 月 日（ ）	時	分	～	時	分		
	年 月 日（ ）	時	分	～	時	分		
	年 月 日（ ）	時	分	～	時	分		
	年 月 日（ ）	時	分	～	時	分		
就 労 日	月・火・水・木・金・土（変則就労の場合 週 日）							
特 記 事 項								
（あて先）東郷町長				令和 年 月 日				
上記の内容について、事実であることを証明いたします。								
《証明者》		所在地						印
		事業者名						
		代表者名						
		電話番号						
		記入者名						
※保護者記入欄（必ず記入してください。）							在籍施設名	
児童名	生年月日	平・令	年	月	日			
児童名	生年月日	平・令	年	月	日			
児童名	生年月日	平・令	年	月	日			

# 雇用主の方へ

- 1 この証明書は、祝日保育の利用に必要ですので、記入漏れのないようにしてください。
- 2 この証明書の内容については、祝日保育の必要性の判定以外に利用することはありません。
- 3 内容を訂正するときは、取消線を引いて社印を押してください。
- 4 実態調査を行う場合がありますので、就労実態の内容の確認に御協力をお願いします。
- 5 社印がないものでも有効に取り扱いますが、記入担当者様に内容を電話で確認させていただきますので御協力お願い

## 記入例 就労証明書（祝日保育用）

《事業所（雇用主）の方へ》太枠内を記入してください。  
 《就労者（保護者）の方へ》下の保護者記入欄を記入してください。

就 労 者 氏 名	東郷 花子								
雇 用 の 形 態	正社員（パート・派遣社員・契約社員・内職・その他（ ））								
職 種 ・ 仕 事 の 内 容									
実際に勤務している場所	※派遣社員の方の場合は派遣先住所をお願いします。 東郷町〇〇〇〇 1-1-1 TEL 0561-〇〇-〇〇〇〇								
実際に勤務している場所・連絡先を記入してください。保護者連絡先と連絡が取れない場合に電話をすることがあります。  勤務予定時間を記入してください。)	2021年	4月29日	(木)	8時	30分	～	17時	30分	
	2021年	9月20日	(月)	8時	30分	～	17時	30分	
	2022年	3月21日	(月)	8時	30分	～	17時	30分	
	年	月	日	( )	時	分	～	時	分
	年	月	日	( )	時	分	～	時	分
	年	月	日	( )	時	分	～	時	分
	年	月	日	( )	時	分	～	時	分
	年	月	日	( )	時	分	～	時	分
	年	月	日	( )	時	分	～	時	分
	年	月	日	( )	時	分	～	時	分
就 労 日	月・火・水・木・金・土（変則就労の場合 週 日）								
特 記 事 項	押印が困難なときは、省略しても有効として取り扱いますが、記入者に電話で確認させていただきますので御協力をお願いします。								
（あて先）東郷町長 上記の内容について、事							日 2年 〇月 〇日		
内容について記入者の方に確認させていただくことがありますので、記入者名と連絡先を必ず記入してください。							愛知県愛知郡栄町〇〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 0561-〇〇-〇〇〇〇 〇〇 〇〇		
※保護者記入欄（必ず記入してください。）							在籍施設名		
児童名	東郷 一郎	生年月日	平・令 29年	4月	2日	〇〇保育園			
児童名		生年月日	平・令 年	月	日				
児童名		複数の児童が利用するときは、全ての児童の名前等を記入してください。							

問い合わせ先 （保育園・認定こども園・幼稚園） 東郷町こども健康部こども保育課 0561-56-0737